

令和4年度手話を広める知事の会総会

日時：令和4年11月15日（火）13：00～14：10
(12:50～記念撮影)

場所：衆議院第一議員会館 地下1階 大会議室

<次 第>

1 開 会

2 会長あいさつ

会長（鳥取県知事） 平井 伸治 氏

3 来賓あいさつ

- (1) 日本財団 理事長 尾形 武寿 氏
- (2) 一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事長 石野 富志三郎 氏
- (3) 全国手話言語市区長会長（富士見市長） 星野 光弘 氏

4 総会議事

- (1) 令和3年度事業報告
- (2) 令和4年度事業計画（案）
- (3) 役員体制（案）

5 講 義

- (1) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について
【講師】 障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟
事務局長 滝波宏文 参議院議員
- (2) 電話リレーサービスの近況と地域登録の新しい動きについて
【講師】 一般財団法人 日本財団電話リレーサービス
理事長 大沼直紀 氏

6 閉 会

1 総会の開催

- ・日時 令和3年11月19日（金）9：30～10：30
- ・場所 衆議院第一議員会館 地下1階 大会議室

2 フォーラムの開催（全日本ろうあ連盟と共催）

- ・日時 令和3年11月19日（金）10：30～12：30
- ・場所 衆議院第一議員会館 地下1階 大会議室

3 手話言語法制定等の要請

- ・令和4年3月に手話言語法の制定に係る要望書を内閣府、厚生労働省及び文部科学省へ提出。

4 手話言語条例を考える行政担当者学習会の開催

- ・小グループによる意見交換（Zoomによるリモート開催）
日時 令和4年2月4日（金）15：20～16：20
- ・事前収録動画アーカイブ配信
時期 令和4年2月8日（火）～2月28日（月）

5 その他

- ・手話に関する各種大会や全国手話検定試験への協力（後援等）
第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園、第17回全国手話検定試験
- ・2025年夏季デフリンピックの日本招致への応援
令和4年2月25日（金）開催の「デフリンピック支援ワーキングチーム総会」へのビデオメッセージ
- ・全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画「咲む」の周知への協力
手話を広める知事の会ホームページへのリンク掲載等
- ・会員に対する情報提供 など

1 総会の開催

- ・日時 令和4年11月15日（火）13：00～14：10
- ・場所 衆議院第一議員会館 地下 大会議室

2 フォーラムの開催（全日本ろうあ連盟と共催）

手話言語の認知と手話言語法早期制定を求めるフォーラムを開催する。

- ・日時 令和4年11月15日（火）14：20～16：20
- ・場所 衆議院第一議員会館 地下 大会議室

3 国への手話言語法制定等の要請

全日本ろうあ連盟、全国手話言語市区長会等関係団体と連携し、政府・関係省庁へ手話言語法の早期制定等を要請する。

4 手話言語条例を考える行政担当者学習会の開催

（全日本ろうあ連盟、全国手話言語市区長会と共催）

自治体の手話言語条例担当者が、手話言語条例の意義、先駆的な取組を進めている自治体における施策推進等について学び、条例制定や施策づくりについて情報・意見交換を行う学習会を開催する。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を勘案しながら開催する。

- ・期日 令和5年2月3日（金）予定

5 2025年夏季デフリンピック開催への応援

2025年に日本で開催されることが決定された夏季デフリンピックについて、選手キャンプ地の設置への協力等の応援を進めていく。

6 その他

- ・電話リレーサービスの周知協力
- ・手話に関する各種大会や全国手話検定試験への協力（後援等）
- ・会員に対する情報提供 など

役員体制（案）

- 会 長 平 井 伸 治（鳥取県知事）
- 副 会 長 吉 村 美 栄 子（山形県知事）
黒 岩 祐 治（神奈川県知事）
阿 部 守 一（長野県知事）
一 見 勝 之（三重県知事）
仁 坂 吉 伸（和歌山県知事）
玉 城 康 裕（沖縄県知事）
- 顧 問 笹 川 陽 平（日本財団会長）
- 相 談 役 石 野 富 志 三 郎
（全日本ろうあ連盟理事長）
星 野 光 弘
（全国手話言語市区長会会長、
埼玉県富士見市長）

【参考：地方ブロックの区割り】

ブロック名	構成都道府県
北海道・東北ブロック	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 <u>山形県</u> 、福島県
関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 <u>神奈川県</u>
甲信北陸ブロック	新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 <u>長野県</u>
東海ブロック	岐阜県、静岡県、愛知県、 <u>三重県</u>
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 <u>和歌山県</u>
中国・四国ブロック	<u>鳥取県</u> 、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州・沖縄ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、 <u>沖縄県</u>

※下線は、役員県。

手話を広める知事の会 会則

(名称)

第1条 本会は、手話を広める知事の会という。

(目的)

第2条 本会は、手話言語を全国に広げ、手話言語法（仮称）の制定を国に求めるとともに、手話を使いやすい社会環境を全国に広げることにより、手話の普及を図り、もって聴覚障がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指す。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 手話言語を全国に広げるための事業
- (2) 会員相互における連携、相互協力、情報交換の事業
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する都道府県知事とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

2 会長は、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の事由によりその職務を行えない場合、その職務を代行する。

4 役員は、総会において、出席会員の互選により選出する。

5 役員に欠員が生じたときは、役員の合議により補充役員を選出することができる。

6 役員の任期は、就任後初めて開催される総会までとする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員の推薦に基づき、総会で承認する。

3 顧問は会長の諮問に応じ、助言を行う。

(相談役)

第7条 本会に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、会員の推薦に基づき、総会で承認する。

3 相談役は、関係団体の代表者等とし、適宜意見交換等を行う。

(総会)

第8条 本会の総会は、適宜必要に応じて、会長が招集する。

(事務局)

第9条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、会長の属する都道府県が担当する。

(その他)

第10条 この会則に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

附 則

この会則は、平成28年7月21日から施行する。